

7 月 1 4 日 (第 5 号)

平成28年第2回豊能町議会定例会会議録目次

平成28年7月14日（第5号）

| | |
|----------------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の追加指名 | 5 |
| 総務建設水道常任委員会の中間報告について | 6 |
| （議案提案説明・質疑・討論・採決） | |
| 第5号議会議案 田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議 | 8 |
| 閉会の宣告 | 10 |

平成28年第2回豊能町議会定例会会議録（第5号）

年 月 日 平成28年7月14日（木）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 13名

| | |
|------------|------------|
| 1 番 野村 剛志 | 2 番 管野英美子 |
| 3 番 永谷 幸弘 | 4 番 橋本 謙司 |
| 5 番 井川 佳子 | 6 番 高橋 充徳 |
| | 8 番 小寺 正人 |
| 9 番 永並 啓 | 10 番 竹谷 勝 |
| 11 番 福岡 邦彬 | 12 番 高尾 靖子 |
| 13 番 西岡 義克 | 14 番 川上 勲 |

欠席議員 1名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

| | |
|--------------|-----------------|
| 町 長 田中 龍一 | 教 育 長 石塚 謙二 |
| 総 務 部 長 内田 敬 | 生活福祉部長 木田 正裕 |
| 建設環境部長 南 正好 | 上下水道部長 高 秀雄 |
| 教 育 次 長 板倉 忠 | 会 計 管 理 者 今中 泰行 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|----------|
| 議会事務局長 東浦 進 | 書 記 吉澤 亘 |
| 書 記 増田 稔 | |

議事日程

平成28年7月14日（木）午後2時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の追加指名

日程第 2 総務建設水道常任委員会の中間報告について

追加日程第1 第5号議会議案 田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議

開議 午後2時00分

○副議長（高橋充徳君）

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、町長より、昨年からのダイオキシン処理に係る一連の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

議長から発言のお許しがございましたので、昨年からの経緯についてお話いたします。

まずは、新聞報道、マスコミ報道等で、ダイオキシンの件でお騒がせしておりますことに対しまして、まことに申しわけございません。おわび申し上げます。また、住民の皆様にも本当に申しわけございませんでした。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

また、議員の皆様におかれましても報告がおくれましてまことに申しわけございません。

それでは、去年の7月からということで、経緯について説明をしてみたいです。

もともとは7月7日、組合議会の中で現地処理で行うということで、今回進めてまいったところでございますけれども、そんな中で、その組合議会の中で、それはそういうことで説明をしてみたいです。その中で、7月の下旬になりまして、これまでも外部の処理について申し出があったところがあったんですけれども、可能性としては低いというふうに考えておったんですが、そんな中で業者もオーケーだと、受け付ける自治体も可能やということで、7月の下

旬になってこの処理が可能だと、外部での処理が可能だということで、今回その内部の現地処理から外部の処理ということで方針を変えまして、8月6日に組合議会で予算の可決をいただいたところでございます。それから直ちに契約を締結をし、8月9日にときわ台の旧消防倉庫から搬出をいたしまして、10日には三池製錬、受けていただいたところが三池製錬株式会社でございます。そちらのほうに搬入が終わったといったところでございます。それから、改修工事があるといったこともございまして、しばらく処理はされてなかったんですけれども、ただ、これも当時、搬入したときに全国紙等で新聞報道等もあり、関係団体もなかなか調整がちょっとつかないような状況になってきたといったことがございまして、三池製錬さんからも、12月の下旬から、処理がちょっとどうかなという話。1月の下旬になって、結局はこれはもう調整がつかない、関連団体と調整がつかないので処理ができないといったことがございました。そんなことで、我々もいろいろと事業者、これまで話があったところとか、さまざま当たりとか紹介していただいたりとかということで事業者を探しました。そんな中で一つは、もともと実証実験について資料を求めてられたところは過去にもありましたので、そういったところにもお話をしましたところ、実証実験をされたいということで、35本の分については実証実験、それとあとは、もう一つ、残りの163本、これにつきましては再度、一般廃棄物、産業廃棄物としての見直しを行いました。というのは、なぜそう見直したかといいますと、もともと平成11年から12年にかけて、これ焼却施設が解体、急に営業をとめたということで、急に焼却施設の炉を急にとめて、とめたということで、と

めて指導が入ったということで、指導が入ってとめたということで、炉が急停止した状態で、その中でこの処理をするということがありました。ですから、焼却施設の解体部分、その部分についてと、あとはまた炉の中、周りとかですね。そういったものがございまして、当時はそのまま解体して、物を取りあえずドラム缶封入していたということですが、平成16年からクボタの技術で処理が進められることと当時になっておりまして、クボタの技術の一部に外部処理が含まれておりましたので、廃棄物の扱いによってその手順が異なるということから、廃棄物の取り扱いについて考え方を整理するといったことでもございましたけれども、結局は、一旦は産廃と一般廃棄物というふうに、一旦はそこでは考え方は整理はしておいた、しておりましたけれども、ただ、そのときに、今回よくよく中の性状を見てみたりでありますとか、もしくは昨年、業者さんに持ち込んだ契約をしたドラム缶を搬入したところ、指導監督する立場にある市からも、その書類の内容を見て、鉄くずとか金属片、耐火物、くず、砂、布などが混入しているようであり、必ずしも一廃とは言えないのではないとか、なぜ一廃なのかなみたいなことの指摘であったりとか、その業者さんからも、中身を確認したところ、これ産廃ではないのかなという指摘はもともと受けておいたところでもございました。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

そんなときから、これは本当に一廃なのかなというのは疑義が生じていたところでもございました。今回も、その実験で出したもの以外のものについて、再度これまでの資料とかそういったもので見直しを行ったところ、これは相対的にこれ産業廃棄物の

ほうが多いなということで。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

産業廃棄物が多いということで、これは一廃か産廃かというのはやはりそれによって法律が異なりますから、処理するに当たってはやはり決める必要があると。そんな中でこれ、産業廃棄物の量がこれは多いということから考えましたら、これはもう産業廃棄物で処理するほうがより適切ではないかというふうに思いまして、廃棄物の見直しということで産業廃棄物ということで処理を行ったと。その処理を行う、処理につきましても、先ほど申しましたように処理の事業者がございましたので、そこで。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

そこで処理をさせていただいたところでもございます。それで、今の形で処理業者が決まり、2月中旬に搬出をし、3月の、マニフェストが届きまして、ちょっと一部除いているものがあって、3月中旬。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

マニフェスト等で確認はしておいたところですが、その処理をした部分につきましてはマニフェストの、最終的に残り届いたのが3月中旬ぐらいであったということでもございまして、3月末には実験の終了をしたというふうな報告をいただきまして、3月31日に組合議員さん皆様に、処理が終わったということ報告させていただいたところでもございます。

あとはそのうち、5月9日に施設組合議会より監査の請求ということが出まして、その中で事業者名等について明らかにすべきではないのかといったような内容の監査の請求もございました。そんな中で、我々もともと事業者名については基本的にはで

きるだけ出さないでほしいというふうな話で受けておりましたので、これまで申しておりませんでしたけれども、そんな中で事業者と、5月9日の監査請求を受け、またその報告が7月8日の施設組合議会がございまして、その施設組合議会の中で報告すべく、事業者からは一定オーケーをもらい、念のため、そこの所在している神戸市にも7月6日に報告にまいったところでございます。そうしますと、その中で。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

いや、念のため報告にいったところでございます。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

その後、その報告を受けて、我々の考え方、我々は産廃だと思っている。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

神戸市は、少しでもばいじんがまざっておれば一廃ではないかということで、見解が異なったということで、今回、神戸市さんはそういったことから産業廃棄物を、一廃が混じっているものを産業廃棄物として処理したのではないかと、違法ではないかというような話があつて新聞報道がなされた。我々もその公表を受けて、受けてといたしますか、7月7日にプレス公表されたので、同日の午前10時に記者会見を開かせていただいて、その中で説明をさせていただいた。我々は、今、思っておりますのは、やはり産業廃棄物に一部、一廃、ばいじんというのが混じっておりますけれども、総体でいえばやっぱり産廃であるというふうなことで、我々としては違法性はないといったことで記者会見をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

それで、7月8日には施設組合議会、臨時議会が開かれまして、百条委員会が決議された。それと、あと、ダイオキシン類を含む廃棄物の取扱に関する決議ということで、豊能郡内に、今ある神戸市のものをこちらに持ってくるべきではないかというふうな決議がなされたといったところでございます。その夜に、我々、記者と話をいたしました。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

道義的な点、また組合議会での決議なども受けとめて、撤去については検討するというので、記者に対しては発言をさせていただいたところでございます。

その後、同日7月8日に神戸市よりダイオキシン類を含む焼却灰、ばいじんなどの搬入についてという文書で回答を求められる文書が来たといったところでございます、その文書の。

(発言する者あり)

○町長 (田中龍一君)

その文書の内容、文書については、今ある、ちょっと済みません。

3点ございまして、1件目は、本件廃棄物の性状等の詳細を教えてください。2件目は、本件廃棄物を貴組合が産業廃棄物として判断した法的根拠及び神戸市内の中間処理施設への運搬するに至った経緯を教えてください。三つ目は、撤去を開始する時期を教えてくださいということで回答を求められておりました、今現在、その回答について検討しているところでございます。

以上がこれまでの経緯でございます。

○副議長 (高橋充徳君)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の追加指名」

を行います。

本定例会の会議録署名議員として、私が指名されておりましたが、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなりますので、新たに会議録署名議員として、8番・小寺正人議員を追加指名いたします。

日程第2「総務建設水道常任委員会の中間報告について」を議題といたします。

これに対する常任委員会の中間報告を求めます。

総務建設水道常任委員会委員長、野村剛志委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（野村剛志君）

議長のお許しを得て、平成28年7月13日水曜日、午後1時より大会議室において総務建設水道常任委員会、開催をしたところの報告をさせていただきます。

出席議員は7名、全員出席でした。

まず、議題一つ目は、平成28年第2回豊能町議会定例会の6月14日の会議において、地方自治法98条第1項の規定により、事務検査を行うことを決議し、7月11日までに関係書類の提出を求めていたので、この事務検査を行うもの。

まず、検査事項は、豊能郡環境施設組合への平成27年度予算執行に関する事項と、中井前副町長の平成27年度出張旅費に関する事項についてでした。

そして、提出依頼を求めた書類は、一つ、大阪府から特別交付税に関して提出を求められている書類。例えば契約書、支出命令書、完了届、検査復命書。

それから二つ目に、副町長が三池製錬株式会社に出張した際の会議録、出張復命書。

それから三つ目、業者の請求書と支払伝票。

四つ目、業者の経歴書。

五つ目、マニフェスト。

六つ目、試験処理の結果書。

七つ目、処理中の測定結果書。

八つ目、三池製錬株式会社から運び出した際の運送費。

それから九つ目、運搬許可書。

10個目ですね。一般廃棄物から産業廃棄物に変えた内容がわかる書類、というものでした。そして、田中町長からの事務検査に係る書類の提出についての回答があり、これは、平成28年第3回豊能郡環境施設組合議会臨時会において、地方自治法第100条の規定により、平成27年度に行われたダイオキシン対策にある高濃度汚染物198本の処理に関する事項について調査するものとされ、調査に当たっては、地方自治法第110条及び委員会条例第1条の規定により、高濃度汚染物処理調査特別委員会を設置して、これに付託するものとされました。今回、提出を求められている関係書類は組合の事務に属するものであり、今後、同委員会で調査が行われることから、提出は控えさせていただきますのでよろしくお願ひします、お願ひ申し上げます。というもので、出張命令簿のみの提出でありました。

このことについて質疑を行いました。

質疑に対する答弁は、請求した提出書類の1及び2に該当するものについての答弁をされ、それ以外についてはおおむね、組合議会からの高濃度汚染物処理調査特別委員会が設置され、そこでの回答が控えているので、現段階では、答弁に間違いがあってはいけないので差し控えたいとの回答で終始いたしました。

次に、残土問題についてを議題とし、豊能町の現状を理事者と委員間で確認をいたしました。そして、今後の本委員会での調査方法について協議し、後日、日時を定

め、現場視察を行います。それから、そのほか、所管事務調査の候補地として大牟田市という提案があり、調整をいたします。

閉会はおおむね17時20分でした。

以上のところが報告であります。委員会を臨時で、しかも延長して開会をさせていただいた中、理事者からの、町長からの答弁は非常に、住民に対する説明をしようという前向きなものではなく、私たちに引き続き隠蔽して先延ばしにしている、このような状態を非常に強く受けとめたところであります。委員長としても本当に歯がゆい。委員会を何のために開催して、これらの書類を提出を求めたのかというところに憤りを覚えるところでありました。これは、委員会の皆様も全く同じものであったと思います。非常に残念に思った委員会でした。

以上です。

○副議長（高橋充徳君）

報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑はお控えいただきますよう、お願いを申し上げます。

ございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

この際、暫時休憩を。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

失礼しました。

質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。申しわけございません。再開は放送をもってお知らせをいたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後4時35分 再開）

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

動議を提出いたします。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

表題だけお願いします。

○11番（福岡邦彬君）

田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議でございます。

○副議長（高橋充徳君）

ただいま、福岡議員から、田中龍一町長に対する辞職勧告決議の動議が出されました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。福岡議員の決議の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（高橋充徳君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は放送をもってお知らせいたします。あと書類配るだけですので、しばらくお待ちください。

（午後4時36分 休憩）

（午後4時38分 再開）

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま福岡議員ほか2名から、第5号議会議案、田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

異議なしと認めます。

よって、田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第5号議会議案 田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

第5号議会議案、田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年7月14日提出。

提出者、豊能町議会議員、福岡邦彬。賛成者、豊能町議会議員、高尾靖子。同じく賛成者、豊能町議会議員、橋本謙司。

提案理由。

今回のダイオキシン汚染物の処理についての一連の対応を見ても、誠意、誠実さのある説明はなされず、いまだに真相を明らかにされていない。

3月議会においては、問責決議も可決され、町長に対して猛省を促してきたが、これまでの対応を見ても町長としての資質がないと判断せざるを得ないので、辞職勧告決議を提出するものである。

田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議。

田中町長は、今回のダイオキシン汚染物の処理に当たり、処理されたとされる汚染物を産業廃棄物として無断で埋め立て、御迷惑をおかけした神戸市だけでなく、一度は処理を引き受けていただいた大牟田市、これまで一緒に解決に力をかしていただいた大阪府、さらに近隣の市町にも多大な御迷惑をおかけしている。

まだ詳細は明らかになっていないが、現時点で明らかになっていることだけでも、

これまで一般廃棄物とされていたものを産業廃棄物に変えて処理したり、当初、焼却して処理すると言っていたダイオキシン汚染物をコンクリート固化法で処理したりなど、周りが理解し得ない独自の解釈で処理を進めてきた。

28年、ことしの3月議会では、これまでの矛盾がある答弁、説明責任を果たさない無責任な態度を繰り返したことにより、豊能町行政執行の最高責任者としての自覚が欠如していることから、猛省を促す意味で問責決議案が可決されております。

しかしながら、ダイオキシンの汚染物の処理の対応においても事実の説明はなされず、いまだに真相を明らかにされていない。今回の一連の対応を見ても、町長としての資質がないと判断せざるを得ない。

よって、速やかに辞職することを求めるものである。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。

今回の一連のダイオキシン汚染物の処理に当たっては。

（発言する者あり）

○4番（橋本謙司君）

ごめんなさい。もとい。イノベーションとよのを代表して反対討論をいたします。

（発言する者あり）

○4番（橋本謙司君）

賛成討論をいたします。申しわけない。ごめんなさい。もとい。もう一回いきます。

イノベーションとよのを代表して、賛成討論を行います。

今回の一連のダイオキシン汚染物の処理に当たっては、まさに無責任な対応そのものであります。無責任な上に説明責任を果たさず、行政としてはあり得ない対応でございます。まだまだ真相は明らかにされておらず、本来であれば責任を全うして対応をしていただくのが本町のためではありますが、それ以上に、続けて後手後手の対応をすることが本町のためにならないと判断し、辞職勧告決議に賛成をいたします。

どうぞよろしく申し上げます。済みませんでした。

○副議長（高橋充徳君）

ほかに討論ございますか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

これまで、ダイオキシン焼却による完全処理に向け、環境施設組合と組合議会並びに豊能・能勢の議会が奮闘努力をしてきたところではありますが、昨日7月13日の総務建設水道常任委員会、審査事項を傍聴しましたが、行政の真摯な答弁はなく、施設組合の百条委員会を盾に、豊能町行政の逃げの一手に終始した感がございます。町長は住民の意思を無視し、豊能町議会を全く無視、軽視しております。もとより一部事務組合の事案でありますから、15日の組合議会の結果を待つて対応すべきであります。監査報告を見てもその結果報告は心もとない一語に尽きるわけであります。組合議員におかれましては、問題の解明に向け一致一丸となって渾身の力を振り絞って、頑張って問題解明に向け頑張っていたきたいと懇願いたします。

また、本件に関しては施設組合の事業であります。一部事務組合に応分の負担金を拠出している豊能町、そして不正事業の

執行に関しては見逃すわけにはまいりません。施設組合事業の正当な執行に向け、その矯正義務を負っています。今議会の6月14日の議会議案の事務調査に関する決議採択を受けて、議長、議会を延長してまで6月20日には議長より町長宛に事務検査を要請し、豊能町より施設組合に向けて関係書類の提出を要請しましたが、施設組合議会の百条委員会を盾に資料の提出拒否ということでありました。もっとも、施設組合の正管理者と豊能町長のすみ分けができていない町長であれば、何をか言わんやであります。単なる茶番劇にすぎません。本件は、地方自治体の審議にかかわる豊能町の将来のあり方にも関係することです。今後の神戸市、大阪府、国への対応の布石としても重要かつ喫緊の案件であります。施設組合議員の奮闘の努力に期待するとともに、今後、豊能町議会としては、住民無視・議会軽視の町長は辞職しても、我々は公金不正使用に関する特別委員会の設置、または百条委員会も辞さない意気込みで取り組むことを提案し、町長の辞職を賛成といたします。

以上です。

○副議長（高橋充徳君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決議案のとおり決議することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（高橋充徳君）

起立全員であります。

よって、田中龍一町長に対する辞職勧告決議は可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしま

した。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋充徳君)

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より発言が求められておりますので、これを許します。

田中町長。

○町長(田中龍一君)

閉会に当たりまして発言させていただきたいと思います。

ただいま、私に対する辞職勧告決議が出されたところでございますが、このダイオキシンの問題、非常に、これまで20年間、大変難しい問題ということで進めてきた、なかなか解決が進んでなかったといったところでございます。その中で、私といたしましては、これをぜひとも解決するべく進めてまいりましたところでございまして、その中で実験とコンクリート固化という形、コンクリート固化は、もうこれは法律で認められた無害化の処理でございまして、無害化については、これについてはもう全て終了していると私は認識しているところでございます。ただ、以上、そんな中で今回、説明責任が果たされていないといったこと等で辞職勧告決議がなされたところでございますけれども、今後、説明責任において、それぞれの議会において説明責任を果たしていき、できるだけ早い対応を心がけていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○副議長(高橋充徳君)

これをもって平成28年第2回豊能町議

会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後4時48分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の追加指名

総務建設水道常任委員会の中間報告について

第5号議会議案 田中龍一豊能町長に対する辞職勧告決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 副議長

署名議員 5番

同 8番